

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、製造業のA社の
社長さんからでした。

一おたくもご存知のよ
に、うちの会社は特定適用
事業所というのにあたるよ

名北協会相談員日誌 ⑦

「うちの企業の労働110番です」

名 北 労 働 基 準 協 会 專 門 員
社会保険労務士 河 村 亜 実

短時間労働者に対する 社会保険適用拡大

A社の社長さんがおっしゃる
ように、昨年10月より社会保険
の加入者が常時500人を超える
企業は「特定適用事業所」と
なり、そこに勤務する短時間労

いのかね」と、とても困つていらっしやいまして。

入している従業員の人数が500名を超えるなくなつてしまふんだ。10月にパートさんに加入してもらつたばかりなのに、従業員数が減つたからといってまたすぐに社会保険から抜けてもら

社会保険の適用対象となりました。

ただA社のように事業の影響による従業員数の減少

で、「特定適用事業所」に該当・不該当を繰り返すようでは、一旦社会保険に加

入されたパートさんに迷惑
がかかるてしましますし、
会社としても手続きに困つ

逆に、一旦「特定適用事業所」となった企業が従業員数の減少により要件に該当しなくなつた場合、社会保険加入者の4分の3以上の同意を得ることにより、「特定適用事業所該当／不該当届」を提出して、「特定適用事業所」でなくなることを出来ます。

「専門講座」を開講します。講座では社会保険の手続きに関する講座もございます。

また、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛格」では、多くの社会保険労務士と連携を取り、社会保険の事務委託を行つています。社会保険の加入・講習会受講等についてお気軽にお尋ねください。

いじ機語くわざい
ご相談は、「企業の労働
110番」(☎052-9
61-7110)まで。

イラスト・森沢康代
(愛知労務管理コンサル
ティングでは、活動趣旨に
賛同し、ご協力頂ける社会
保険労務士の先生を募集し
ています)

うで、昨年の10月から一部のパートさんにも短時間労働者として社会保険に加入してもらつたんだよ。

①週の所定労働時間20時間以上、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金月額8・8万円以上、④学生でないこと、この全ての要件に該当する労働者は、

実は、会社の社会保険加入者数が何か事業の影響などで500人を超えるくなつたりしても、一旦「特定適用事業所」として扱われた会社は特に手続きをしなくとも、引き続き「特定適用事業所」として取り扱われることとなつてゐるのです。



になり、企業規模に関わらず社会保険適用の拡大が可能となりました。